

# 在宅医療機器貸出規程

## (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人中部医師会（以下「医師会」という）が所有する在宅医療機器の貸出しに関する事項を規定する。

## (貸出物品及び使用料)

第2条 貸出物品は、別表に規定する物品とする。

2 前項の物品の使用料は、無償とする。

## (貸出対象)

第3条 物品の貸出を受けることができる対象は次のとおりとする。

- (1) 医師会会員
- (2) その他中部医師会長（以下「会長」という）が認める場合

## (貸出条件)

第4条 医師会は、次に掲げる条件をすべて満たすものについて物品の貸出しを行うものとする。

- (1) 医師会の在宅医療・介護連携推進事業に支障のない範囲の貸出しどとする。
- (2) 借り受けた物品に破損等がないよう適切に使用すること。
- (3) 貸出し期間は原則として3日以内（借受日の明後日。返却予定日が土、日曜日の場合は次の月曜日）であること。但し連続して在宅医療を行う場合や会長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。
- (4) 貸出物品は医師会または、三朝温泉病院に設置するものとし、搬入及び搬出は、貸出しを受ける医療機関等が実施する。また、これに伴う費用及び該当物品の使用に伴い必要な経費は当該機関が負担すること。
- (5) 貸出物品は、転貸しないこと。

## (申請)

第5条 物品の貸出しを受けようとするものは、所定の申請書を借受日前日までに会長に提出しなければならない。

## (貸出しの決定)

第6条 会長は、前条の規定による申請書の提出があった場合、申請の内容について第4条に規定する条件に適合するか否かを審査のうえ、貸出しの適否を決定する。

2 申込者が多数の場合は、原則申し込み順とする。

### (返却手続き)

第7条 前条により物品の貸出しの決定を受けた施設（以下「借受者」という）は、貸出借用期間内に、当該物品を返却するものとする。

2 借受者はチェックリストにより物品チェックを行い借受時と同形態にして返却するものとする。

3 会長は、借受者が正当な理由なく、借用期間を過ぎても当該物品を返却しない場合、借受者に速やかに返却するよう催告するものとする。

### (物品の毀損又は紛失)

第8条 貸出しを受けた物品を毀損又は紛失した場合は、借受者の責任により修繕又は弁償するものとする。

### (附則)

この規程は平成27年5月15日から施行する。

N o .	品目	貸出台数
1	携帯型超音波画像診断装置	1台
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		